

おかやま果物 150 年ロゴマーク使用要領

岡山県農林水産部

第1 趣旨

この要領は、令和7年が岡山県において桃、ぶどうの栽培開始から150年の節目となることを記念して岡山県が作成したロゴマーク（以下「本ロゴマーク」という。別図）の適正な利用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

第2 使用目的

本ロゴマークは、岡山県産果物の認知度向上及び消費拡大に資する取組のために使用することができる。

第3 使用条件

本ロゴマークの使用条件は次のとおりとする。

- (1) 第2の規定に沿って岡山県産果物（その加工品を含む。）を出荷、販売、輸出、広報する若しくは流通させる際に使用すること。
- (2) 岡山県、桃、ぶどうなど岡山県産果物のイメージを守ること。
- (3) 岡山県が正当な理由により、本ロゴマークの使用等の停止又は中止を申し出た場合は、その申出に応じること。
- (4) 本ロゴマークの使用又は本ロゴマークを付した岡山県産果物（その加工品を含む。）の瑕疵により、第三者に損害を与えた場合、岡山県はその責任を負わないことを了承すること。
- (5) 別に定める「おかやま果物 150 年ロゴマーク使用マニュアル」に定めた色、形状等を遵守すること。
- (6) 岡山県が必要に応じて、使用者に対し使用状況等を照会したときは、これに応じること。

第4 使用の届出

本ロゴマークを使用しようとする者は、第3の規定を遵守するとともに、あらかじめ電子申請又は使用届（様式1）により岡山県農林水産部長に使用の届出を行わなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、届出を省略することができる。

- (1) 報道機関が報道の目的で使用する時
- (2) 県、地方公共団体、農協中央会、農協連合会又は農業協同組合が広報の目的で使用する時
- (3) 前各号に掲げるもののほか、岡山県農林水産部長が適当と認める時

第5 使用料

本ロゴマークの使用料は無料とする。

第6 使用期間

本ロゴマークの使用期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。なお、期間中に作成したものに関しては、以降の使用を認めるものとする。

第7 その他

本要領に定めるもののほか、必要な事項又は疑義が生じた場合については、県農林水産部長が決定するものとする。

附則 この要領は、令和7年3月6日から施行する。

(様式1)

令和 年 月 日

おかやま果物 150 年ロゴマーク使用届出書

岡山県農林水産部長 殿

所在地 _____
名 称 _____
代表者 _____

おかやま果物 150 年ロゴマーク使用要領の規定により、次のとおり使用を届け出ます。

使用目的	
使用内容	(種類、規格、使用場所など記入してください)
担当者連絡先	職・氏名 電話番号 メ ー ル

【提出先】 岡山県農林水産部農産課園芸振興班 〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目 4-6 E-mail nosan@pref.okayama.lg.jp

別図

Concept

「150th」のロゴは、
やや太めのラインにセリフをつけることで、
岡山県産の品質の良さと歴史の重み、
産地としての力強さを表現。
配色は落ち着いたゴールドと
岡山県を代表する桃とぶどうをイメージした
グラデーションで構成し、
上品な印象を与えるデザインを目指しました。



●最小使用サイズ

ロゴマークが明瞭に識別できる最小の表示サイズです。
原則としてこれより小さいサイズでは使用しないでください。
※最小サイズで使用する際は「ANNIVERSARY」を削除。

